

税務のお取り扱い(2022年3月現在)

- 各給付金・一時金は非課税となります。(所得税基本通達9-21)
- 被保険者が本人の場合
死亡保険金は相続税の対象となり、法定相続人数×500万円が非課税となります。(相続税法 12-1)
- 被保険者が本人以外の場合(受取人が契約者の場合)
死亡保険金は一時所得となります。(所得税法22、同34)

払いもどし金について

<医 終身プラスI型>

- 保険料払込期間中の払いもどし金はありません。
 - ・終身払の場合
主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金はありません。
 - ・短期払の場合
主契約の保険料払込期間中の払いもどし金はありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。(保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。)

<医 終身プラスII型>

- 主契約
 - ・保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。
 - ・保険料払込期間が終身以外の場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、基本給付金額×10の金額となります。(保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。)
- 特約
払いもどし金はありません。

<患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)>

払いもどし金はありません。

代理請求特約について

ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかの要件を満たしている方が、給付金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※請求時に被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限りです。

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

[入院保障保険(終身型 09)〈180日型・60日型〉、医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型]

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

[患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)]

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金はありません。

■契約者配当金について

- この保険は有配当タイプのため、剰余金が生じた場合に、保険期間を満了したご契約*について契約者配当金をご契約者にお支払いします。(ただし、アクサ生命の決算実績などによっては、お支払いできない場合もあります。)
*保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- 契約者配当金のお支払方法
 - ・ご契約を更新される場合
アクサ生命所定の利率(配当積立利率)で積み立てておき、ご契約が消滅したときまたはご契約者からのご請求があったときにお支払いします。
 - ・ご契約を更新されない場合
保険期間満了後にお支払いします。

- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

- このパンフレットに記載の内容は2022年6月現在のものです。

引受保険会社	取扱募集代理店
 アクサ生命保険株式会社	 株式会社 日立保険サービス HIS ®
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)	〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号 上野イースタワー TEL 03-6284-3250
www.axa.co.jp/	お問合せ先 アクサ生命保険株式会社 制度推進部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450

Form No.0D5506(4.0) AXA-A1-2205-0294/9F7 2022.06.03
HIS22-05-003(B)

病気やケガのリスクに充実の保障

医 終身プラス

I 型
II 型

患者申出療養
サポート

- ・医 終身プラスI型
終身払:死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)付入院保障保険(終身型 09)〈180日型・60日型〉
短期払:入院保障保険(終身型 09)〈180日型・60日型〉
- ・医 終身プラスII型
3大疾病保険料払込免除特則付医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型
- ・患者申出療養サポート
患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)

以下の告知項目がすべて「いいえ」であれば、 お申込みいただけます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、
または入院か手術をすすめられていますか



はい



いいえ



イ. 申込日より過去1年以内に病気で、
継続して10日以上入院をしたことが
ありますか



はい



いいえ



ウ. 申込日現在、妊娠していますか



はい



いいえ



以下の「エ」は、**医 終身プラスII型**のお申込みをされる方

エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)・
上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや
入院をしたことがありますか

はい



いいえ



※**医 終身プラスII型**に認知症一時金特約を付加する場合は、上記の告知事項の他に、認知症一時金特約専用の告知事項をご確認ください。告知について詳しくは「ご契約のお取り扱い」をご参照ください。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型 09)〈180日型・60日型〉<主契約>
医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型<主契約>
3大疾病保険料払込免除特則
通院支援特約(退院・外来手術時給付型)／先進医療給付特約(12)
女性疾病入院・特定手術給付特約／3大疾病一時金特約
重症化予防一時金・見舞金特約
患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)<主契約>

介護・認知症

認知症一時金特約

2022.06

集团名 **株式会社 日立製作所** 引受保険会社 **アクサ生命保険株式会社**

2つの医療保険で様々なリスクに対応可能な日立グループ専用の終身医療保険です。
 ① 終身プラスI型、II型いずれか一方、もしくは両方同時にお申込みいただくことができます。

② 終身プラスI型、II型いずれか一方、もしくは両方同時にお申込みいただくことができます。

① 終身プラスI型

入院日数に応じた保障・長期入院に備える保険

短期の入院から長期の入院まで幅広く対応できる日額保障型の終身医療保険です。
 [入院給付金日額5,000円の場合]

病気・ケガによる入院をしたとき
5,000円/1日

生涯保障

病気・ケガ:1回の入院につき最大180日*まで、ガンによる入院は無制限。
 *180日型を選択した場合

② 終身プラスII型

短期入院、手術、3大疾病、認知症等、様々なリスクに備える保険

「入院の短期化」「通院治療の増加」「高額化する入院1日あたりの医療費」に加えて、3大疾病や認知症にも対応可能な終身医療保険です。

[基本給付金額5,000円の場合]

入院保障

病気・ケガによる入院をしたとき
50,000円/1回
(1入院1回限度、通算50回限度)

集中治療室(ICU)管理を受けたとき
250,000円/1回
(1入院1回限度)

手術保障

公的医療保険制度対象*の手術等をしたとき
25万円・10万円・5万円・2.5万円/1回
(手術等の種類に応じて)

*一部、お支払い対象外となる手術があります。

放射線治療

放射線治療を受けたとき
50,000円/1回
(60日に1回限度)

生涯保障

保険料の払込免除

ガン、急性心筋梗塞、脳卒中にかかった場合、その後の保険料のお払込みは不要(保障は継続します。)
 ※上皮内ガンは除きます。また、乳ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。

特約を追加することで3大疾病や認知症などの保障もより充実します。

通院支援特約(退院・外来手術時給付型)

3大疾病一時金特約

先進医療給付特約(12)

重症化予防一時金・見舞金特約

女性疾病入院・特定手術給付特約

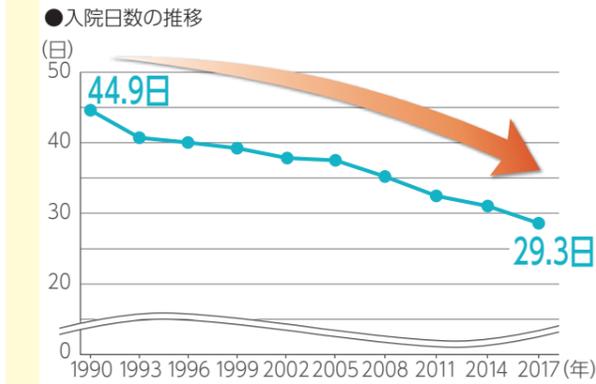
認知症一時金特約

生涯保障

近年の医療環境

～入院の短期化・通院治療の増加・高額化する入院1日あたりの医療費など～

■入院は短期化しています。



出典：厚生労働省「患者調査」(1990年～2017年)

■入院の短期化に伴い、通院治療は増加傾向です。



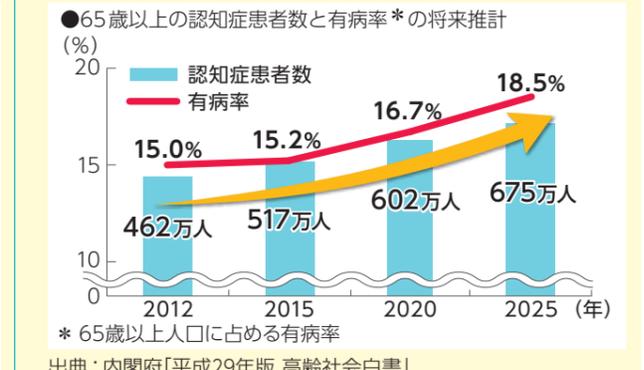
出典：厚生労働省「患者調査」(2002年～2017年)をもとにアクサ生命が作成。

■入院が短期化している一方、医療費は増加しています。



出典：厚生労働省「医療費の動向」調査(2001年～2018年)

■高齢化社会の進行により、認知症患者も増加しています。



出典：内閣府「平成29年版 高齢社会白書」
 ※各年齢の認知症有病率が一定の場合。

ご利用例

- ご加入の医療保険に長期の入院にも対応可能な終身医療保険を追加したい場合
 ご加入の医療保険 + ① 終身プラスI型
- ご加入の医療保険が日額保障型の医療保険のため、短期の入院保障を追加したい場合
 ご加入の医療保険 + ② 終身プラスII型
- 短期・長期の入院、通院治療、3大疾病、認知症…様々なリスクに対して備えておきたい場合
 ① 終身プラスI型 + ② 終身プラスII型

さらに・・・

患者申出療養として実施された療養を受けたときは、その技術料と同額の給付金をお支払いします!

患者申出療養サポート

※患者申出療養サポートにより。
 ※1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。患者申出療養にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

付帯サービスもご利用いただけます。

① 終身プラスI型 患者申出療養サポート
 ② 終身プラスII型

24時間電話健康相談サービスやセカンドオピニオン、ペットの健康相談など、さまざまなサービスをご利用いただけます。(アクサメディカルアシスタンスサービス)
 詳しくは5ページをご覧ください。

保障内容

ご契約例

- (医)終身プラスI型：【主契約】入院保障保険(終身型 09) (180日型・60日型)入院給付金日額5,000円
- (医)終身プラスII型：【主契約】医療治療保険(無解約払いもどし金型) III型(10倍型)基本給付金額 5,000円
【特約】3大疾病保険料払込免除特約
【特約】通院支援特約(退院・外来手術時給付型) 特約基本給付金額 5,000円/先進医療給付特約(12)/女性疾病重症化予防一時金・見舞金特約 重症化予防見舞金額5万円/認知症一時金特約 認知症一時金額50万円
- 保険期間：終身/保険料払込期間：「ご契約のお取扱い」をご確認ください。

このようなお支払いします(お支払事由)		お支払金	
入院	ガン以外の病気により入院したとき 日帰り入院から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 180日型：1入院 180日限度、通算1,095日限度 60日型：1入院 60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円
	ケガにより入院したとき 日帰り入院から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 180日型：1入院 180日限度、通算1,095日限度 60日型：1入院 60日限度、通算1,095日限度	
	ガンにより入院したとき 日帰り入院から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限	
死亡保険金	死亡したとき (保険料払込期間が終身の場合、死亡保険金はありません)	お支払後ご契約は消滅します	5万円

このようなお支払いします(お支払事由など)		お支払金	
入院	病気やケガにより入院したとき 一時金でお支払い 日帰り入院から保障	入院治療一時金 基本給付金額×10 1回の入院につき1回限度、通算50回限度	1回につき 5万円
	集中治療室(ICU)管理を受けたとき	集中治療給付金 基本給付金額×50 入院治療一時金が支払われる1回の入院につき1回限度	1回につき 25万円
手術	公的医療保険制度の対象となっている約1,000種類の手術等*1を受けたとき (対象となる手術の例は8ページをご覧ください。)	手術給付金 基本給付金額×50・20・10・5 お支払回数無制限 ただし、骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)および特定不妊治療は1回限度	手術等の種類に応じて1回につき 25万円・10万円・5万円・2.5万円
放射線治療	放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金 基本給付金額×10 60日に1回限度	1回につき 5万円
保険料の払込免除	以下の場合、その後の保険料のお払込みは不要です ●高度障害状態になったとき ●不慮の事故により障害状態になったとき	—	保険料払込免除
	以下の場合、その後の保険料のお払込みは不要です 3大疾病保険料払込免除特約 ガン 診断確定されたとき*2 (上皮内ガンは除きます) 急性心筋梗塞、脳卒中手術を受けたとき、または継続5日以上入院したとき	—	保険料払込免除

*1 アクサ生命所定の手術、骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術および特定不妊治療がお支払い対象となります。
*2 乳ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。
*3 お支払事由が同一の日に重複して生じた場合には、給付倍率の高いいずれか一方について通院支援一時金をお支払いします。
*4 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
*6 お支払対象となる手術は、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術に限ります。ただし、特定不妊治療、乳房再建術および子宮頸管ポリープ切除術はお支払いの対象となりません。
*7 女性特定手術サポート給付金が支払われる乳房観血切除術を受けたことがある乳房に限ります。

+ えらべる特約。付加すると、保障がさらに充実します。

このようなお支払いします(お支払事由)		お支払金	
通院支援特約 (退院・外来手術時給付型)	①1日以上入院(日帰り入院を含む)をし、生存して退院したとき ②外来で主契約の手術給付金が支払われる手術を受けたとき ※骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)および特定不妊治療は除きます。	お支払回数無制限 通院支援一時金*3 特約基本給付金額×5	1回の入院または手術につき 2.5万円 1回の入院につき 5万円
	先進医療給付特約(12)	先進医療*4による療養を受けたとき 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度 先進医療一時金
女性疾病入院特定手術給付特約	女性疾病により入院したとき 入院日数に応じてお支払い 日帰り入院から保障	女性疾病入院給付金 女性疾病入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円
	乳房・子宮または子宮付属器(卵巣および卵管)の手術を受けたとき*6 ①乳房観血切除術 女性疾病入院給付金日額×20 ②子宮全摘出術 ※①については、1乳房について2回目以降は×5 ③卵巣全摘出術 ④上記以外の手術 女性疾病入院給付金日額×5 (対象となる手術の例は8ページをご覧ください。)	女性特定手術サポート給付金 ①1乳房につき1回限度 ②1回限度 ③1卵巣につき1回限度 ④お支払回数無制限	手術の種類に応じて1回につき 10万円・2.5万円
3大疾病一時金特約	乳房再建術を受けたとき*7	乳房再建術給付金 女性疾病入院給付金日額×40 1乳房につき1回限度	1回につき 20万円
	ガン 初回：診断確定されたとき*8 2回目以降：1日以上入院したとき 急性心筋梗塞、脳卒中手術を受けたとき、または継続5日以上入院したとき 上皮内ガン 診断確定されたとき*8	ガン一時金 急性心筋梗塞一時金 脳卒中一時金 3大疾病一時金額 上皮内新生物一時金 3大疾病一時金額×50% 各疾病につき1年に1回限度、通算5回限度	1回につき 50万円 上皮内ガンと診断確定されたときは1回につき 25万円
重症化予防一時金見舞金特約	上皮内ガン 診断確定されたとき*8 初期糖尿病*9、骨粗しょう症、関節リウマチ入院または通院をしたとき	重症化予防見舞金 重症化予防見舞金額 各疾病につき1回限度	1回につき 5万円 ただし、骨粗しょう症についてはご契約日から1年以内は 2.5万円
	ガン 診断確定されたとき*8 重度の糖尿病*9 インスリン療法を60日間継続して受けたとき 急性心筋梗塞、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎臓病入院または通院をしたとき	重症化予防一時金 重症化予防見舞金額×5 各疾病につき1回限度	1回につき 25万円
認知症一時金特約	認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されたとき ※その認定の有効期間中である場合に限り。	認知症一時金 認知症一時金額	50万円

*8 乳ガン、乳房の上皮内ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお支払いしません。
*9 重度の糖尿病により重症化予防一時金が支払われているときは、初期糖尿病による重症化予防見舞金はお支払いしません。初期糖尿病により重症化予防見舞金が支払われているときは、重度の糖尿病による重症化予防一時金から重症化予防見舞金を差し引いた金額をお支払いします。
*10 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。認知症一時金特約の契約年齢は、保険料払込期間により異なります。
※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
※「上皮内ガン」とは、医学用語で「上皮内新生物」を指します。いわゆる初期段階のガンで、腫瘍が上皮組織内に留まっているため、ガンのように周りに広がったり(浸潤)転移がないという特徴があります。
●通院支援一時金を確実に支払うことができるよう、入院や退院、転院をしたとき、外来で手術を受けたときは、アクサ生命にご連絡ください。(入院治療一時金などが支払われない場合もお支払対象となる場合があります。)

特長
保障内容
付帯サービス
給付金など
患者申出
注意事項
ご契約のお取扱い

保障内容

●患者申出療養サポート: 保険期間・保険料払込期間: 5年 (90歳まで自動更新)

このようにときにお支払いします (お支払事由)	お支払金
患者申出療養として実施された療養を受けたとき	患者申出療養給付金 1回の療養につき1,000万円限度 通算2,000万円限度
	1回の療養につき 患者申出療養にかかる技術料と同額*

5年間保障します
(90歳まで自動更新)

*患者申出療養にかかる技術料が「0」となる場合は、患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)からのお支払いはありません。
※患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)について、同一の患者申出療養において複数回にわたって一連の患者申出療養給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

付帯サービス

保障だけでなく豊富なサービスを通してお客さまを支えつづけます。

無料 でご利用いただけます。 ※一部のサービスは優待価格でのご提供となります。



病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

- 24時間365日、健康のこと、メンタルヘルスのこと、困ったときはいつでも医師などの専門スタッフが対応します!
- 24時間電話健康相談サービス
夜間・休日に開いている医療機関の案内も!
- オンライン健康相談 (Doctors Me)
PCやスマートフォンから相談できます! ペットの健康相談も!
- 治療法が不安だったら...
- セカンドオピニオンサービス
最適な治療の選択をサポートします!
- 糖尿病のことはなんでも!
- 糖尿病サポートサービス
必要に応じて優秀糖尿病臨床医を紹介します!
- 介護やリハビリが必要になったら...
- 介護・リハビリサポートサービス
リハビリ病院・介護施設情報をご提供します!
- 手軽に生活習慣病などの検査ができます!
- 郵送検査キットによる血液検査サービス

優待価格

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

※各サービスをご利用の際には諸条件があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

●利用対象者およびサービス内容の詳細については、

アクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/ameasa)をご参照ください。

サービス内容の詳細はこちらからもご覧になれます。▶



給付金などのお支払いについて

お支払いできる場合

ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

発病

入院

責任開始期

責任開始期以後の発病による入院のためお支払いします。

ご契約の責任開始期前に発病した「椎間板ヘルニア」により責任開始期から2年を経過して入院を開始された場合

発病

責任開始期から2年

入院

責任開始期

責任開始期から2年を経過して開始した入院のためお支払いします。

責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病を直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。ただし、告知などによっては給付金などをお支払いできない場合があります。

⚠️ ご注意

お支払いできない場合

ご契約の責任開始期前に発病した「椎間板ヘルニア」により責任開始期から2年以内に入院を開始された場合

発病

入院

責任開始期

責任開始期前からの発病による入院のため、お支払いできません。

⚠️ ご注意

給付金などのお支払いについて

給付金などのお支払いは、責任開始期*1以後に発生した所定の不慮の事故または発病*2した疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。

ご契約ただけの方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。

ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

*1 責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期をいいます。

*2 発病とは、具体的に以下のような場合をいいます。

- ① その入院・手術などの治療の原因となった疾病(これと医学上重要な関係があるとアクサ生命が認めた疾病を含む)の治療を受けていたとき
- ② その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連のある異常(要精密検査・要観察なども含む)を診察・検査など(健康診断・人間ドックも含む)で指摘されていたとき
- ③ その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連ある症状や徴候などの存在が客観的に認められたとき

※上記は、給付金などのお支払いについてご説明するために代表的な事例をあげたものです。お客さまご自身のご契約のお取扱いに関しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

患者申出療養制度について

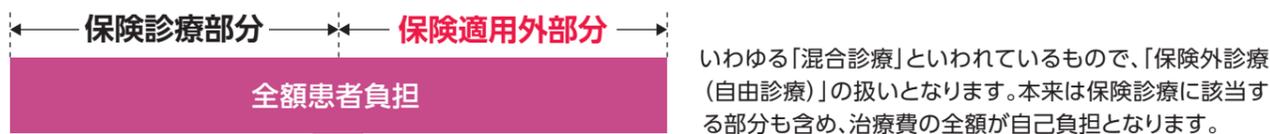
2016年4月より、社会保障の新制度「患者申出療養制度」がスタートしました。「未承認薬などを使用したい」という困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とするしくみとして創設された制度です。これにより、治療の選択肢が増え、多くの高度な医療が受けられる可能性が高くなります。

※患者申出療養は、「保険収載を前提に、一定の安全性・有効性等が確認された医療等」が対象とされています。ただし、患者申出療養制度の申請を行った全ての治療が承認されるわけではありません。承認されなかった場合は、患者申出療養給付保険（無解約払戻金型）の保障の対象とはなりません。

保険診療の患者負担のイメージ（公的医療保険の被保険者本人・70歳未満の場合）

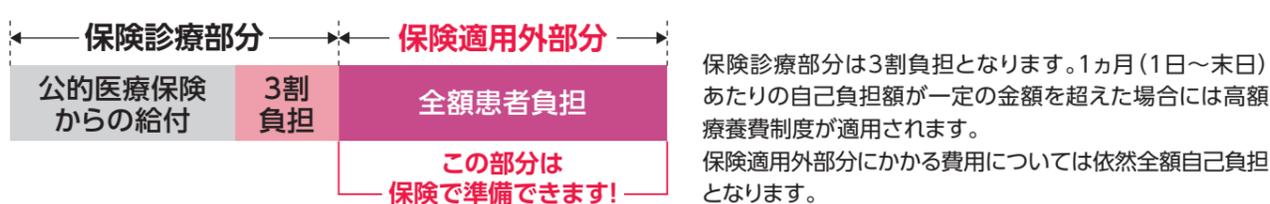


保険外診療（自由診療）の患者負担のイメージ



患者申出療養が認められると…

保険外併用療養費の患者負担のイメージ（公的医療保険の被保険者本人・70歳未満の場合）



患者申出療養サポートは、患者申出療養にかかる技術料を保障します。



※ご契約内容によって保障範囲は異なります。

⑤ 終身プラスII型のご注意事項

主契約の手術給付金について

■対象となる手術の例

①基本給付金額×50	②基本給付金額×20	③基本給付金額×10	④基本給付金額×5
開頭術 <例>脳梗塞による開頭術 ガンに対する開胸術・開腹術 <例>胃がんによる胃切除術（開腹術の場合） 心臓・動脈系の病変に対する開胸術、開腹術 <例>心筋梗塞によるバイパス形成手術 四肢切断術（手指・足指に対するものを除く） <例>足壊疽によるひざ下切断 脊髄腫瘍の摘出術 縦隔腫瘍開胸摘出術 日本国内で行われた心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植術 <例>肝硬変による生体肝移植	①以外の開胸術・開腹術（帝王切開術を除く） <例> 十二指腸潰瘍の手術（開腹術の場合） 盲腸の手術（虫垂切除術）（開腹術の場合） 骨髄移植術 骨髄幹細胞の採取術	①②以外の入院中の手術 <例> 胃がんによる胃切除術（腹腔鏡下手術の場合） 乳がんによる乳房切除術 十二指腸潰瘍の手術（腹腔鏡下手術の場合） 結腸切除術（腹腔鏡下手術の場合） 盲腸の手術（虫垂切除術）（腹腔鏡下手術の場合） 脚を骨折したことによる観血手術 子宮筋腫による腹腔鏡下核出術 慢性硬膜下血腫の穿頭術 脳室内出血の穿頭術	①②以外の外来手術 <例> 白内障の手術 大腸ポリープ内視鏡的手術 特定不妊治療

■次の手術はお支払いの対象とはなりません。
 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 外耳道異物除去術 鼻内異物摘出術 抜歯手術

■次の手術については、合わせて1年に1回のお支払いを限度とします。（1年とは、1月1日から12月31日までをいいます。）
 ・鼻粘膜焼灼術および下甲介粘膜焼灼術（いずれもレーザーによる手術を含みます。）
 ・高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

認知症一時金特約について

■次のすべてに該当したときに認知症一時金をお支払いします。

- ・器質性認知症*1と診断確定され、意識障害のない状態でも見当識障害がある状態に該当したとき。軽度認知障害(MCI)はお支払いの対象となりません。
- ・公的介護保険制度の要介護1*2以上に認定され、その認定の有効期間中であること。

*1 アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができない状態。
 ※お支払いの対象となる器質性認知症について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*2 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、立ち上がりや歩行などの不安定さや理解の低下がみられることがある状態が目安。（出典：（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとにアクサ生命にて作成。）
 また、65歳未満の場合は、要介護認定は介護保険法施行令第二条に規定する特定疾病に限られます。公的介護保険制度の詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

■ご契約者が個人契約にてこの特約を付加する場合は、必ず代理請求特約または指定代理請求特約を付加してください。また、「家族情報登録」もご利用ください。登録について詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)をご覧ください。

女性疾病入院・特定手術給付特約について

■入院のお支払い対象となる女性疾病の例

子宮筋腫	妊娠高血圧症候群	腎盂腎炎	尿管結石
子宮内膜症	子宮外妊娠	貧血	膠原病
卵巣機能障害	乳腺症	パセドウ病	リウマチ
子宮脱	切迫流産	卵巣のう腫	帝王切開

すべてのガン・上皮内ガン

乳ガン
子宮頸ガン・体ガン
膣ガン
卵巣ガン

など

■お支払いの対象となる手術の例

女性疾病入院 給付金日額 × 20	乳房の全切除、乳房の部分切除（温存手術）、子宮の全摘出、卵巣の全摘出	女性疾病入院 給付金日額 × 5	子宮筋腫の摘出、卵巣の腫瘍摘出、子宮・卵巣の病巣除去、卵管の切除、帝王切開 など
-------------------	------------------------------------	------------------	--

3大疾病保険料払込免除特約、3大疾病一時金特約、重症化予防一時金・見舞金特約の保障範囲について

事由	3大疾病保険料払込免除特約	3大疾病一時金特約	重症化予防一時金・見舞金特約
ガン（悪性新生物）	○ 初めて診断確定	○ 初回.....初めて診断確定 2回目以降....1日以上入院	○ 初めて診断確定
上皮内ガン（上皮内新生物）	× 払込免除対象外	○ 初回.....初めて診断確定 2回目以降....診断確定	○ 初めて診断確定
急性心筋梗塞	○ 手術または継続5日以上入院	○ 手術または継続5日以上入院	○ 所定の通院または入院
脳卒中・脳血管疾患	○ 対象疾患：脳卒中 手術または継続5日以上入院	○ 対象疾患：脳卒中 手術または継続5日以上入院	○ 対象疾患：脳血管疾患 所定の通院または入院
初期糖尿病・重度の糖尿病	× 払込免除対象外	× お支払対象外	○ 初期糖尿病.....所定の通院または入院 重度の糖尿病...所定のインスリン療法
肝硬変・慢性腎臓病 骨粗しょう症・関節リウマチ	× 払込免除対象外	× お支払対象外	○ 所定の通院または入院

※⑤終身プラスI型および患者申出療養サポートについては、「重要事項説明書」をご確認ください。

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日: 第1回保険料の給与控除日(収納代行の場合は口座振替日)の属する月の翌月1日
- 保障が始まる日(責任開始期): 第1回保険料の給与控除日(収納代行の場合は口座振替日)
- このご契約には集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、給与から第1回保険料を控除した日(収納代行の場合は口座振替日)よりご契約上の責任(保障)が開始されます。

※保険料は原則として毎月給与(収納代行の場合は口座振替)よりお支払いいただきます。
※第1回保険料の給与控除(収納代行の場合は口座振替)ができなかった場合、保障は開始されません。

保険料のお支払い

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除または、収納代行会社による口座振替によりお支払いいただきます。



- 第1回保険料はご契約日の前月の給与より控除(収納代行の場合は口座振替)します。第2回以後の保険料は毎月の給与より控除(収納代行の場合は口座振替)します。
- アクサ生命がご契約のお引受けを承諾した場合には、アクサ生命は第1回保険料の給与控除日(収納代行の場合は口座振替日)からご契約上の責任(保障)を開始します。

お申込み資格およびお取扱い範囲について

●お申込み資格

契約者:株式会社 日立製作所および日立グループ制度採用会社の役員・従業員
所定の要件を満たしている日立グループの退職者
※退職者の所定の要件については、(株)日立保険サービスにお問合せください。

被保険者:契約者とそのご家族。(配偶者・子・本人または配偶者の両親。同居・別居は問いません。)

契約年齢:ご契約日における満年齢で、0歳から80歳までの方。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢は、保険種類や保険料払込期間により異なります。

※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

●**⑤**終身プラスI型のお申込みについて

- ・入院給付金日額は、以下の範囲でお申込みいただくことができます。

本人・配偶者: 5,000円、10,000円、15,000円

本人・配偶者以外のご家族: 5,000円、10,000円

※ただし、契約年齢0~2歳の方は5,000円が限度です。

●**⑥**終身プラスII型のお申込みについて

- ・基本給付金額は、以下の範囲でお申込みいただくことができます。(1,000円単位)

0~19歳: 5,000円~10,000円

20~80歳: 5,000円~20,000円

- ・通院支援特約(退院・外来手術時給付型)の特約基本給付金額および女性疾病入院・特定手術特約の女性疾病入院給付金日額のお取扱い範囲は、主契約の基本給付金額以内です。

- ・認知症一時金特約の認知症一時金額は50万円~150万円の範囲で10万円単位、3大疾病一時金特約の3大疾病一時金額は10万円~100万円の範囲で10万円単位、重症化予防一時金・見舞金特約の重症化予防見舞金額は2万円~20万円の範囲で1万円単位で設定することができます。

※既に先進医療給付特約(12)・限定告知型先進医療給付特約・ガン先進医療給付特約(12)・先進医療給付特約(09)・高度先進医療給付特約(03)・高度先進医療給付特約(新医療保険用)・ガン先進医療給付特約を付加されているご契約がある場合、今回のお申込みにあたっては、先進医療給付特約(12)を付加することはできません。

●患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)のお申込みについて

- ・患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)は、**⑤**終身プラスまたはガン治療保険とあわせてお申込みいただくことが条件となります。

- ・既に**⑤**終身プラスなどのアクサ生命の終身医療保険*またはガン治療保険をご契約されている方は、患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)のみをお申込みいただくことができます。

- ・既に患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)をご契約されている方は、お申込みいただくことはできません。

*アクサ生命の終身医療保険は以下の商品のことをいいます。

終身医療保険(09)／無解約払いもどし金型終身医療保険(09)／入院保障保険(終身型 09)／入院保障保険(終身型)／終身医療保険(03)／医療給付金付個人終身保険／無解約払いもどし金型終身医療保険(12)／医療治療保険(無解約払いもどし金型)

※アクサ生命がお引受けしている他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院が手術をすすめられていますか

イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか

ウ. 申込日現在、妊娠していますか

<**⑤**終身プラスII型のお申込みをされる方のみ>

エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)・上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合、**⑤**終身プラスII型のお申込みはお引受けできません。

以下の「オ」は、認知症一時金特約をお申込みいただくための告知事項です。

オ. 1. 今までに、公的介護保険制度による要介護認定・要支援認定をうけたことがありますか、または、現在認定申請を行っていますか

2. 今までに、認知症、軽度認知障害またはその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか

3. 現在、以下の日常生活の動作のいずれかにおいて、他者による介助を必要としていますか、または補助具を使用していますか

歩行 **食事** **排せつ** **着替え** **入浴**

※「はい」に該当する場合、認知症一時金特約を付加することができません。

※ア~ウのいずれか1つでも「はい」に該当する場合はお申込みいただけません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。

※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。

※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限り、ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

保険期間および保険料払込期間

- ⑤**終身プラスI型・II型の保険期間は終身です。

保険料払込期間は60歳、65歳、70歳、75歳、終身からお選びください。

- 患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)の保険期間および保険料払込期間は5年です。

※患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、90歳に到達するまでご契約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の保険料率により新たに計算します。)

保険料の払込免除について

<**⑤**終身プラスI型・II型共通>

- 次の場合、保険料のお支払いは不要です。保障は継続します。

・責任開始期以後のケガまたは疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したとき。

・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき。

※所定の高度障害状態などについて詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<**⑥**終身プラスII型のみ>

- 3大疾病保険料払込免除特則により以下の場合、その後の保険料のお支払いは不要です。保障は継続します。

・初めてガンと診断確定されたとき

※上皮内ガンは除きます。また、乳ガンについては、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合はお支払いを免除しません。

・「急性心筋梗塞」「脳卒中」により手術を受けたとき、または継続5日以上入院したとき

※手術は、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限り、

※この特則はご契約時に付加されます。この特則のみの解約はできません。

<患者申出療養給付保険(無解約払戻金型)>

- 保険料の払込免除のお取扱いはありません。

退職後のお取扱い

- 退職後も所定の手続きにより保障を継続することができます。

保険金・給付金・一時金などの受取人

- 死亡保険金受取人…労働基準法施行規則の順位(**⑤**終身プラスI型 短期払の場合)

- 各給付金・一時金受取人…被保険者